

## 廃棄物処理施設の立地に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、高崎市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程（平成23年高崎市告示第77号。以下「規程」という。）第5条第1項第4号、第5号、第6号及び第7号の規定により、廃棄物処理施設等の立地に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この基準における用語の意義は、規程第2条各号に定めるところによる。

### (立地基準)

第3条 規程第5条第1項第4号の特に静穏の配慮が必要であると認められる市長が別に定める自然環境の保全を図る必要がある地域等は、次に掲げるものとする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により文部科学大臣から重要文化財として指定された建造物、同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地、同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物、同法第132条第1項に規定する登録記念物及び同法第143条第1項及び第2項に規定する伝統的建造物群保存地区

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園及び同条第3号に規定する国定公園並びに県立榛名公園の区域

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区

(4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域並びに群馬県自然環境保全条例（昭和48年群馬県条例第24号）第12条第1項に規定する県自然環境保全地域及び同条例第21条第1項に規定する緑地環境保全地域

(5) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

(6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項に規定する生息地等保護区

(7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区

2 規程第5条第1項第5号の特に静穏の配慮が必要であると認められる市長が別に定める施設等は、施設の利用者の特性に照らして、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居、同法第7条第1項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支

援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設並びに同法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所

- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの及び同法第2条第1項に規定する助産所のうち入所施設を有するもの
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館（同法第42条第1項に規定する公民館類似施設を除く。）
- (5) 図書館法（昭和25年法律第108号）第2条第1項に規定する図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設及び宿所提供的施設
- (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条1項に規定する博物館に相当する施設
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、同条第7項に規定する複合型サービス福祉事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設
- (10) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条1項及び2項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校
- (11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条29項に規定する介護医療院
- (12) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所（短期入所、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助に限る。）、同条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第29項に規定する福祉ホーム
- (14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第10項に規定する公示された認定こども園

3 規程第5条第1項第6号の静穏の配慮が必要であると認められる市長が別に定める施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童家庭支援センター及び里親支援センター
- (3) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所のうち前項第3号に掲げるものを除くもの
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障

害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設並びに同法第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所

(5) 生活保護法第38条第1項に規定する授産施設

(6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保事業のための隣保館等の施設

(7) 検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する検疫所

(8) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所

(9) 老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人福祉センター及び老人介護支援センター

(10) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所のうち前項第13号に掲げるものを除くもの及び同条第27項に規定する地域活動支援センター

4 規程第5条第1項第7号の災害防止等のために保全を図る必要のある区域等であつて市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地

(2) 市町村が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項の規定により設置する消防に必要な水利施設

(3) 県又は水防法（昭和24年法律第193号）第2条第2項に規定する水防管理団体が設置した水防の用に供する施設

(4) 国、県又は土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機及び地下水の利用に関する設備

(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林、同法第29条に規定する保安林予定森林、同法第41条第1項に規定する保安施設地区及び同法第44条の規定により準用する同法第29条において読み替える保安施設地区予定地区

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設の存する当該施設専用の土地

(7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(8) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同法第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水路の用に供する施設の存する当該施設専用の土地

(9) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設の存する当該施設専用の土地

(10) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

- (11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (13) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の存する土地
- (14) 国又は地方公共団体若しくは土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置するかんがい用又は農作物の災害防止用のため池、防風林その他これに準じる施設

附 則（平成25年3月18日告示第92号）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日告示第96号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月23日告示第12号）

この告示は、令和8年1月23日から施行する。